

公的・準公的資金の運用・リスク管理等の高度化等に関する
有識者会議（第6回）

議 事 要 旨

日時：平成25年10月15日（火）13:00～14:45

場所：内閣府本府5階特別会議室

- 西村内閣府副大臣の冒頭挨拶に続き、資料に沿って、堀江委員より説明が行われた後、委員からの質疑・意見交換が行われた。委員からの主な質問・意見は以下のとおり。

【組織形態・組織体制関係】

- ・ 白地に絵を描くとすれば、G P I Fの最終的に望ましい形としては、理事会を設置し、権限を明確化すべきではないか。
- ・ G P I Fの組織形態の在り方については、独法形態を維持する場合が、独法以外の形態に変更する場合よりも優れている点について教えて欲しい。
- ・ 理事会を設置しても、その構成員には必ずしも資産運用について専門的な知見がある人が就くとは限らないため、理事会の諮問機関として専門家で構成する運用委員会を残しておくべき。
- ・ 日々の運用を管理する者と、運用状況を監督する者は分離すべき。
- ・ ベビーファンドを設ける場合の法的な制約は何か。また、どのような手続きがあればベビーファンドを作ることができるのか。

【人件費関係】

- ・ 運用やリスク管理の高度化を図るのであれば、経費・人件費の制約が障害となるため、早期に取り除くべき。

- ・ 経費・人件費の削減について、前提を置かずに議論されることがあるが、コスト控除後のリターンの最大化するのを目的とすべきなのではないか。

【運用・リスク管理関係】

- ・ 年金積立金は長期資金であるため、流動性に重きを置かない資産運用も可能であり、それを前提に運用を議論すべき。
- ・ マクロ経済環境などの先行きを見据えた運用の最大損失について、事前の説明と、事後の結果説明を行うことが重要。

【その他】

- ・ 昭和 63 年の首都機能移転に係る閣議決定等で、G P I F は神奈川県へ移転することとされているが、専門的な人材を雇い、また情報を収集するという観点から、これは撤回すべき。
- ・ ガバナンス改革とポートフォリオの改革は表裏一体であり、どちらか一方のみを先行させるのではなく、パッケージで実行していく必要がある。

(以 上)